

令和8年度芸能人等を活用した群馬県公式YouTube用コンテンツ  
制作等業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度芸能人等を活用した群馬県公式YouTube用コンテンツ制作等業務

2 委託業務の目的

本事業では、20代から30代前半の若年層に対して高い訴求力を有する芸能人・著名人及び地域クリエイターを活用し、群馬県の魅力や群馬県の取組を発信するPR動画（以下、「PR動画」という。）を制作することで、群馬県への来県意欲の向上及び地域への愛着の醸成を図るとともに、県政に対する理解の促進及び県民幸福度の向上を目指す。

3 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

(1)PR動画の制作・発信業務

群馬県のYouTubeチャンネル「あなたはきっとぐんまを好きになる（仮）」で公開する以下の企画動画①、②、③を制作すること。各企画動画の内容と最低制作本数は以下のとおり。なお、仕様書の記載内容について、企画ごとの出演者及び制作本数を抜粋・整理した資料を別紙に示すので、併せて参照されたい。

企画提案にあたっては、チャンネルのトンマナ（デザイン、演出、表記等）を逸脱しない内容にすること。

企画動画① 群馬県の魅力PR動画

- ・本企画動画は、20代から30代前半の関東圏在住・在勤者をメインターゲットとして、群馬県への来県意欲の向上や地域への愛着の醸成に繋がる内容とすること。
- ・芸能人・著名人を1人以上及び地域クリエイターを1組以上起用すること。
- ・横型動画（16：9）4本以上、縦型動画（9：16）6本以上を制作すること。各出演者について、横型動画（16：9）各2本以上を制作し、縦型動画（9：16）については、芸能人・著名人を起用したもの4本以上、地域クリエイターを起用したもの2本以上を制作すること。
- ・出演者に合った横型動画の新企画を2企画以上提案すること。
- ・可能な限り、群馬県職員が出演する内容とすること。

企画動画② きらりと光る人材に係るPR動画

- ・本企画動画は、20代から30代前半の関東圏在住・在勤者をメインターゲットとして、群馬県への来県意欲の向上や地域への愛着の醸成に繋がる内容とすること。
- ・今後、群馬県のYouTubeチャンネル「あなたはきっとぐんまを好きになる（仮）」の新企画のフォーマットとして活用できる内容とする。
- ・芸能人・著名人を1人以上起用すること。
- ・出演者（きらりと光る人材）の選定にあたっては、「tsulunos～群馬県公式～」で出演歴のある者の中から選定するものとする。なお、対象動画は、動画タイトルに「メディ

アプロモーション課」の表記がある動画の出演者に限るものとし、群馬県にゆかりがある者を選定すること。出演者として、メディアミックス番組「t s u l u n o s f m」のゲスト等を想定している。

- ・インターネット上の一般的な情報だけでは把握が難しい地域の魅力や出演者自身の活動の背景、想い等についても発信できる者が望ましい。
- ・横型動画内容は、出演者の一日の活動に密着した構成を原則とする。
- ・横型動画（１６：９）２本以上、縦型動画（９：１６）４本以上を制作すること。
- ・出演者に密着する聞き手役として、群馬県職員が出演することも可能とする。

#### 企画動画③ 湯けむり国スポ・全スポぐんま2029の魅力PR動画

- ・本企画動画は、20代から30代前半の群馬県在住・在勤者をメインターゲットとして、湯けむり国スポ・全スポぐんま2029を周知するための内容とすること。
- ・芸能人・著名人を１人以上起用すること。
- ・動画内では、湯けむり国スポ・全スポぐんま2029で行われる競技を扱うこととし、競技の選定にあたっては芸能人・著名人との相性を十分に考慮すること。
- ・横型動画（１６：９）２本以上、縦型動画（９：１６）２本以上制作すること。

### (2)制作動画に係る共通事項

#### ①出演者の選定に関すること

- ・芸能人・著名人を３人以上、地域クリエイターを１組以上起用すること。各出演者は横型動画２本以上に出演するものとし、企画動画①～③に出演する芸能人・著名人は、それぞれ異なる者とする。
- ・芸能人・著名人の選定にあたっては、知名度だけでなく、ターゲット層との親和性や過去の発信実績からチャンネルとの相性、今後のチャンネル運営を見据えた中長期的な活用可能性を考慮すること。
- ・地域クリエイターの選定にあたっては、主な活動拠点を群馬県内に置き、SNS等を通じて群馬県の魅力発信に継続的に取り組んでいるクリエイター等の活用に努めること。また、日頃から地域住民等とのネットワークを有しており、インターネット上の一般的な情報だけでは把握が難しい地域の魅力や出演者自身の活動の背景、想い等についても発信できる者が望ましい。

#### ②企画・構成に関すること

- ・各企画動画の制作にあたっては、事前に群馬県に企画書を提出し、内容を調整すること。なお、企画書には各動画のテーマ（ねらい）、撮影候補地、芸能人・著名人及び地域クリエイターの詳細を記載すること。
- ・動画の企画及び構成に当たっては、Y o u T u b eにおける視聴者及び各動画のターゲット層の動画視聴の傾向や検索行動等を分析の上、視聴者の興味喚起に資するタイトル及びサムネイル、内容とすること。
- ・横型動画については、前後編の構成も可能とする。
- ・縦型動画については、横型動画の切り抜きによる制作を認めず、縦型動画として新たに制作するものとする。

#### ③撮影に関すること

- ・撮影にあたっては効率的な撮影計画を提案し、同一出演者については可能な限り単日で複数本の動画を撮影できるような構成にすること。

- ・ロケ地の制限は設けないが、群馬県内を幅広く取り扱うことが望ましい。

#### ④広報・プロモーションに関すること

- ・制作した縦型動画（9：16）は、群馬県の公式TikTokアカウント「tsulunos」にも公開する。
- ・企画動画の投稿に合わせて、当該企画動画に出演した芸能人・著名人及び地域クリエイターが、SNS等を活用して周知・情報発信を行うこと。なお、情報発信の方法としては、XやInstagram等での投稿、YouTubeにおけるコラボレーション投稿その他これらに類する手法を想定する。
- ・令和9年3月末までに企画動画の合計再生回数が50万回以上となるよう、必要な措置を講ずることとし、広報戦略について企画提案書に記載すること。
- ・目標再生回数の達成に向け、動画広告の出稿を妨げるものではないが、オーガニック（自然流入）による数値獲得のための工夫をすること。

#### (3)月次報告

各動画のアナリティクス分析結果、動画制作企画・内容等に対するフィードバック、今後の計画などを報告すること。

#### (4)その他

- ・企画動画の制作に伴う「出演者及び所属事務所との調整」や「撮影許可取得等の連絡調整、費用の支払い」等、一切の業務を実施すること。
- ・撮影に当たり、環境音やノイズの影響を低減できる音響機材を使用するとともに、カメラについても映像品質を確保できる機材を用意すること。
- ・撮影には可能な限り群馬県が同行して制作の様子を撮影できるよう調整を行うこと。なお、群馬県が同行して撮影した動画を編集してYouTube等で公開することがある。別途費用が発生する場合は、その旨企画提案書に明記すること。
- ・契約締結後速やかに事業実施スケジュールを提示すること。
- ・企画動画は各動画の公開日の3日前までに納品すること。
- ・企画及び制作動画に対し公序良俗に反する内容になっていないか、コンプライアンスが遵守されているか確認する体制を整備すること。

### 5 事業スケジュール(予定)

- ① 撮影に当たって必要な事項の調整：契約締結日以降随時
- ② 撮影・編集：契約締結日以降随時
- ③ 月次報告：各月投稿分を翌月10日まで
- ④ 企画動画の公開及び群馬県への納品：令和9年3月末まで随時
- ⑤ 業務完了報告書：令和9年3月末まで

### 6 成果物一覧

| 成果物     | 納品方法             |
|---------|------------------|
| 企画動画データ | 電子データ（MP4等の動画形式） |

|         |       |
|---------|-------|
| 月次報告書   | 電子データ |
| 業務完了報告書 | 電子データ |

## 7 留意事項

- (1) 企画立案及び動画制作に当たり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 契約期間終了後も期間を定めず視聴が可能な状態とすることを原則とする。なお、期限を設ける必要がある場合は、その旨企画提案書に明記すること。
- (4) 企画動画の制作に当たり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

## 8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

## 9 業務完了報告書の提出

令和9年3月末までに業務完了報告書を提出すること。

## 10 その他

- ・業務を効果的に推進するため、業務を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、群馬県にあらかじめ協議の上、書面で報告するものとする。ただし、業務の一括再委託は禁止とする。
  - ・本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
  - ・本事業を進める際は、群馬県と十分な協議を行うものとする。
  - ・本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
  - ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報は、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
  - ・災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
  - ・本業務により受託者が創作した著作物に関する著作権（著作財産権）は、原則納品時に群馬県に譲渡されるものとする。
- ※詳細は、優先交渉者決定後、別途調整する。

別紙 企画ごとの出演者及び制作本数

| 単位：本以上          | 企画①<br>(観光) |      | 企画②<br>(人材) |      | 企画③<br>(国スポ) |      | 計  |
|-----------------|-------------|------|-------------|------|--------------|------|----|
|                 | 横型動画        | 縦型動画 | 横型動画        | 縦型動画 | 横型動画         | 縦型動画 |    |
| 芸能人・著名人A        | 2           | 4    |             |      |              |      | 6  |
| 地域クリエイター        | 2           | 2    |             |      |              |      | 4  |
| 芸能人・著名人B（きらり人材） |             |      | 2           | 4    |              |      | 6  |
| 芸能人・著名人C        |             |      |             |      | 2            | 2    | 4  |
| 計               | 4           | 6    | 2           | 4    | 2            | 2    | 20 |